

市民オンブズ岡崎

HP <http://www.geocities.jp/m039asihara/index.html>

NO.102

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL (0564)53-7857 FAX 53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2017.11.7

全国市民オンブズマン連絡会議の 調査結果報告

一地元自治体はどうだったの？

岡崎市や豊田市の政務活動費の情報公開度が全国の上位に評価されました。

① 政務活動費の情報公開度ランキング

47 都道府県議会、20 政令市議会および 48 中核市議会の合計 115 議会事務局に質問票を送付し、回答を得た結果、岡崎市や豊田市は情報公開度が全国の上位に評価されました。

<採点基準>100 点満点

1. 領収書の公開 **30 点** (ア) ネット公開 15 点 (ネット公開は 15 点、CD 等で提供 5 点、紙で公開 0 点)、(イ) 領収書原本 5 点 (原本提出 5 点、写し提出 2 点、議員が黒塗りで提出 0 点)、(ウ) 領収書の支払先個人名公開 5 点 (公開 5 点、一部公開 2 点、非公開 0 点)、(エ) 領収書閲覧で公開請求不要 5 点 (公開請求が不要 5 点、公開請求が必要 0 点)
2. 会計帳簿 (出納簿、支出の内訳など) **20 点** (1) ネット公開 10 点 (ネット公開 10 点、CD 等で公開 3 点、紙で公開 0 点)、(2) 提出を義務付け 10 点 (義務付け 10 点、義務付け無 0 点)
3. 活動報告書 **20 点** (ア) ネット公開 10 点 (すべて公開 10 点、CD 等で公開 3 点、活動の一部ネットで公開 3 点、紙で公開 0 点)、(イ) 活動報告書の作成を義務付け公表 10 点 (作成義務付け、公開請求不要で公表 10 点、作成義務付け、公開

請求必要 5 点、活動の一部の報告書作成義務付け、公開請求不要で公表 3 点、作成義務づけているが非公開、または義務付けない 0 点)

4. 視察報告書 20 点 (ア) ネット公開 10 点 (すべて公開 10 点、CD 等で公開 3 点、視察の一部ネットで公開 3 点、紙で公開 0 点)、(イ) 視察報告書の公開 10 点 (作成義務付け、公開請求不要で公表 10 点、作成義務付け、公開請求必要 5 点、活動の一部の報告書作成義務付け、公開請求不要で公表 3 点、活動の一部の報告書作成義務付け、公開請求必要 2 点、作成義務づけているが非公開、または義務付けない 0 点)

5. マニュアルの作成、ネット公開 10 点
作成している 5 点 ネットで公開 5 点

情報公開ランキング

回答基準が異なることにより、同じ内容を実施している議会でも、回答が異なる場合がある。また、基本的に、回答内容の確認はしていないので、回答誤りが含まれている可能性があるとのことでした。そのため、全体の傾向として参考にしてほしい。

都道府県平均 39.8 点 政令市平均 34.4 点 中核市平均 44.4 点で、83 議会(72%)が 50 点以下で失格だという。領収書のネット公開については岡崎市を含む合計 30 議会(26%)という。また、会計帳簿のネット公開は 19 議会、活動報告書のネット公開は 15 議会、視察報告書は 20 議会という。

また 2016 年度政務活動費の執行率は全体で 0.7%減少したとのこと。

愛知県内自治体の政務活動費情報公開ランキング結果

議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
	ネット公開 15 点	原本公開 5 点	個人名公開 5 点	閲覧の請求必要 5 点	ネット公開 10 点	提出義務付け 10 点	ネット公開 10 点	作成義務付け 10 点	ネット公開 10 点	作成義務付け 10 点	作成 5 点	ネット公開 5 点	
愛知県	5	0	2	5	0	0	3	3	3	3	5	5	34
名古屋	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	12
豊橋市	0	2	5	5	0	0	0	0	0	0	10	0	22
岡崎市	15	2	5	5	0	0	0	0	10	10	5	0	52
豊田市	5	2	5	0	3	10	3	10	3	10	0	0	51

愛知県は 47 都道府県の中で 26 番目、名古屋市は 20 政令市の中で最下位、48 中核市のうち、豊橋市は 40 位、豊田市は 18 位、岡崎市は 14 位でした。50 点は、領収書を原本で提出し、閲覧ができ、会計帳簿を提出、活動報告書、視察報告書の作成、公表、マニュアルをネット公開していれば、領収書等のネット公開がなくても獲得できる点数なので、50 点も取れないのは、基本的な情報の作成すら義務付けていないということで、50 点以下で失格だという。岡崎市や豊田市は合格点でしたが、ともに会計帳簿の公開が求められます。さらに愛知県や名古屋市、豊橋市はネット公開への対応が遅れているこ

とが見えたので、さらにネット公開の努力をされることを望みます。

② 電子情報と情報公開アンケート

政府が森友・加計問題での職員間や省庁間での電子メールや、南スーダン国際平和維持活動派遣部隊の日報」といった電子情報は本来行政文書として情報公開の対象としなければいけない文書です。情報公開法や公文書管理法で「行政文書」は「行政機関の職員が職務上作成し、または取得した」もので、「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有している」ことを要件として、紙の文書だろうと、電子情報だろうと、情報公開の対象として行政機関の長が適切な保管義務を負うべきです。

行政機関が、開示されて都合の悪い情報はできるだけ開示対象から外そうとしたりする恣意的な運用は許されません。

そこで、本来は情報公開の対象となる文書が行政機関内で人知れず廃棄される事件の再発を防ぐ目的で、20 政令市、48 中核市と 47 都道府県、国の 14 省庁を対象に、電子情報の取り扱い状況を調査した結果が公表されました。

そこで、全体の傾向と、愛知県内の自治体の状況を調査結果から報告したいと思えます。回答欄の a は公文書、b は公文書でない、c はその他の回答、未は未回答を示す。

岡崎市の電子情報の情報公開度は全国的に高いと評価できました。一般的な回答と述べているので、上滑りしないことを期待したいと思います。

		自治体別	都道府県				政令市				中核市					国の省庁				
1. メール			a	b	c	愛知	a	b	c	名古屋	a	b	c	豊橋	豊田	岡崎	a	b	c	未
1 対多数	共有サーバーで保存	職員が多数に送ったメール	13	0	34	c	7	0	13	c	22	3	23	c	c	a	0	0	11	3
1 対 1	など	当該メールをプリントアウト。当事者以外が所有。	19	0	28	c	7	0	13	c	26	1	21	c	c	a	0	0	11	3
		当該メールがプリントアウト。当事者のみ所有。	19	0	28	c	6	0	14	c	24	2	22	c	c	a	0	0	11	3
		当該メールがプリントアウトされ	19	0	28	c	7	0	13	c	25	3	20	c	c	a	0	0	11	3

		ていない。																	
公用PC内のみで保存。当事者以外アクセスできないもの	当該メールをプリントアウト。当事者以外が所有。	12	1	34	c	5	2	13	b	18	4	26	c	c	a	0	0	11	3
	当該メールがプリントアウト。当事者のみ所有。	1	6	40	c	0	6	14	b	6	20	22	b	c	b	0	0	11	3
	当該メールがプリントアウトされていない。	1	6	40	c	0	6	14	b	7	21	20	b	c	b	0	0	11	3

自治体別		都道府県				政令市				中核市					国の省庁				
		a	b	c	愛知	a	b	c	名古屋	a	b	c	豊橋	豊田	岡崎	a	b	c	未
2. 首長部局において、行政事務処理、または決定過程を記載した電子情報（メール以外）																			
行政事務の処理または決定過程を記載した電子情報（メール以外）	共有サーバーに保管	17	0	30	c	8	0	12	a	26	2	20	c	c	a	0	0	11	3
	公用PC内のみで保存。	1	8	38	c	0	5	15	b	5	17	26	c	c	b	0	0	11	3

*名古屋：【すべての回答の前提】本アンケートの回答においては、名古屋市情報公開条例第2条第2号に定める「行政文書」に該当するか否かを検討します。また、添付ファイルのみがプリントアウトされて組織的に共用されている場合か否にかかわらず、メール本文に行政文書性が認められるかを検討します。

・原則として、当該メールが行政文書に当たるかは、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、と鵜外実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているかを個別に判断します。

1（1）実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理していれば行政文書に該当します。

1（3）③ただし、当該メールをプリントアウトした紙文書を、メールの送受信を行った職員以外の実施機関の職員が保有に至った場合、当該実施機関が管理していれば、紙文書は行政文書に該当します。

*豊橋市：1（1）公文書該当性の1要素になると思われるが、①当該文書の作成または取得の状況、②利用の状況、③保存または廃棄の状況を総合的に考慮して実質的に判断する。

1（2）①②共有サーバーでの保管は、公文書該当性の1要素として考慮されるが、①当該文書の作成または取得の状況、②利用の状況、③保存または廃棄の状況を総合的に考慮して実質的に判断する。

1（2）③共有サーバーの保存、プリントアウトしたものを当事者以外が保有している場合には、公文書該当性の1要素として考慮されるが、①当該文書の作成または取得の状況、②利用の状況、③保存または廃棄の状況を総合的に考慮して実質的に判断する。

1（3）③プリントアウトしたものを当事者以外が保有している場合には、公文書該当性の1要素として考慮されるが、①当該文書の作成または取得の状況、②利用の状況、③保存または廃棄の状況を総合的に考慮して実質的に判断する。

2（1）①共有サーバーに保存し、他の職員へ配布や後任者等への引継ぎが予定されている者は、公文書該当性の1要素として考慮されるが、①当該文書の作成または取得の状況、②利用の状況、③保存または廃棄の状況を総合的に考慮して実質的に判断する。

2（1）②①当該文書の作成または取得の状況、②利用の状況、③保存または廃棄の状況を総合的に考慮して実質的に判断する。

*豊田市：当市では、「メール」「パソコン内文書」のいずれも、送信先の状況や保存先が共有か否か等の形式的要素により判断するのではなく、その電子文書が業務上必要なものとして組織としての

共有文書の実質を備えているかの実質的要件により公文書に該当するか否かを判断しています。したがって、1対多数あるいは1対1でやり取りしたメール及び電子情報（メール以外）について、文書の内容、保存の状況等の実質的要件によっては、公文書に該当するものと判断します。

*岡崎市：今回の設問には一般的なものとして回答したが、実際の判断は、岡崎市情報公開条例第2条第2項に該当（組織として供用文書の実質を備えた状態のもので、実施機関が保有している）するかどうか、個別具体的に判断する。

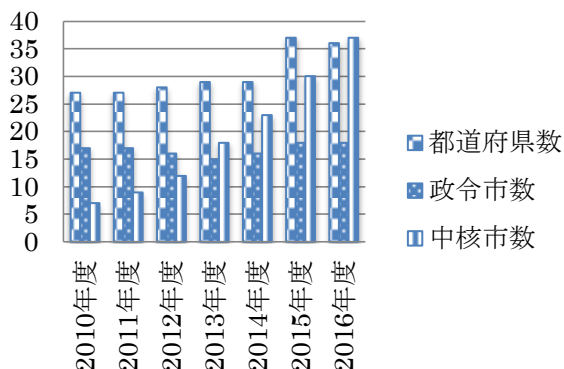
③ 2016年度自治体の電気購入・売却状況調査

再生可能エネルギーのシェアを増やすために、電力会社の地域独占を廃し、エネルギー購入者が選択できるようになることが必要です。国策として原子力発電と地域独占を背景とした総括原価方式を採用する電気料金は、膨大な原発のコストや電力会社の利益分まで含ませてきました。そのような電力会社から自治体が無批判に電力を購入し続けることは、再生可能エネルギーの拡大の観点から好ましくない。そのような観点から、2011-2016年度にひきつづき、自治体がどこから電力を購入し、発電した電力をどこにどのように売却しているのか調査しました。

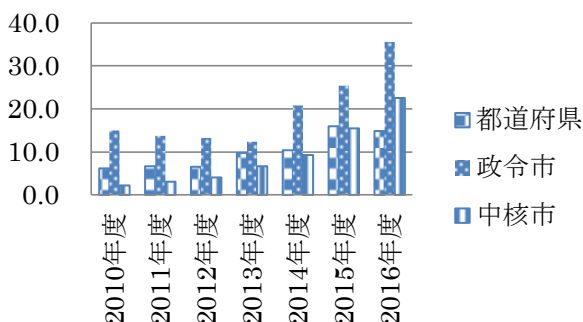
全国の状況と岡崎市の調査結果を記載します。

電力をPPS（特定規模電気事業者、新電力）からどの程度購入しているのか
PPSからの購入状況

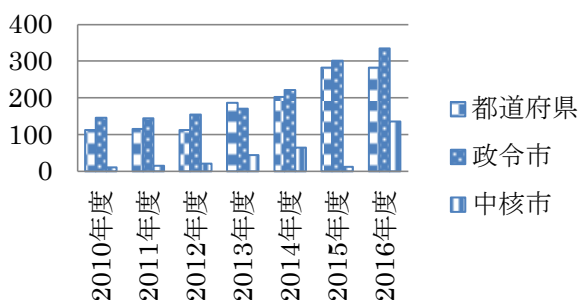
PPSから購入の自治体数



PPS購入額／総電力購入額(%)



PPSから自治体全体の購入総額



これらは全国連が発表した数値を、3つの表にしたものです。7年間でPPS（新電力）から電気を購入する自治体が増えるだけでなく、その比重も増えています。従前の電気会社からの切替が進んでいることが見えます。

自治体名	一般会計①	特別会計②	企業会計③	合計④=①+②+③	入札落札額合計⑤	既存10電力会社の入札額合計⑥	購入額に占める入札額の割合⑤/④(%)	全落札額のうちPPSが落札した額合計⑧	全落札額のうち10電力会社が入札に参加したときの落札額合計⑨	左の時の落札額合計/電力会社提示額⑩/⑥	PPSとの随意契約額合計⑦	PPS購入額(入札+随意)⑬+⑦	PPSから購入した割合(⑬+⑦)/④(%)
名古屋市	4,926,708	554,391	10,097,913	15,579,012	2,580,769	801,463	16.6	2380786	682136	85.1	217283	2598069	16.7
豊橋市	740,470	163,096	192,121	1,095,687	738,913	0	67.4	738,913	0	0	0	738,913	67.4
岡崎市	701,441	40,703	502,438	1,244,582	281,530	0	37.9	281,530	0	0	0	281,530	22.6
豊田市	870,102	60,221	289,422	1,219,745	19,560	0	1.6	0	19,560	0	0	19,560	1.6

自治体名	入札売却額合計⑨	入札売却電力kwh⑩	入札売却額のうちPPSへの売却額⑮	随意契約売却額合計⑪	随意契約売却電力kwh	随意契約売却のうちPPSへの売却額⑯	PPSへの売却額合計⑮+⑯	全売却額のうちPPSに売却した割合(⑮+⑯)/(⑨+⑪)%
名古屋市	1,326,013,292	87,284,491	1,326,013,292	60,097,223	1,758,732	0	1,326,013,292	95.7
豊橋市	61,828,949	0	61,828,949	2,680,635	91,369	0	61,828,949	95.8
岡崎市	42,517,103	3,340,739	42,517,103	445,840,262	30,752,260	445,840,262	488,357,365	100
豊田市	335,167,603	24,253,544	335,167,603	46,030,324	2,494,368	0	335,167,603	87.9

既存電力会社は従前通り随時契約で電力を自治体に供給していますが、入札参加してまで電力を売却しようとしていません。入札による電力購入量を増やしていくことで、経費削減につながるため、より多くの電力を入札購入することが求められます。

また、岡崎市は全てPPS（新電力）に電力を随意契約で売却をしていることがわかりました。入札による売却へ切替が必要と思われる。

愛知県弁護士会西三河支部の催し物です。興味のある方は参加ください。

2017年「法の日」記念行事

私たちはどこへ向かうか 危険な空気に抗う

2017年**11月18日**〔土〕

時間：午後1時30分→午後4時〔開場：1時〕

場所：岡崎商工会議所 大ホール〔岡崎市竜美南1丁目2〕★駐車場有

入場無料
〔申込不要〕

定員◆250名
先着順

すずき くにお
鈴木 邦男 氏

トークセッション

あおき おさむ
青木 理 氏



今の日本では、自分の考えを主張するには勇気がいる、と言われます。世界で、そしてこの日本でも、多様性を認めない危険な【空気】に抗うための覚悟が、今、大きく問われています。
元「新右翼」の論客として各方面で活躍中の鈴木邦男氏と、サンデーモーニングのコメンテーター等としておなじみのジャーナリスト青木理氏が、日本を覆うこの危険な【空気】に鋭く切り込みます。

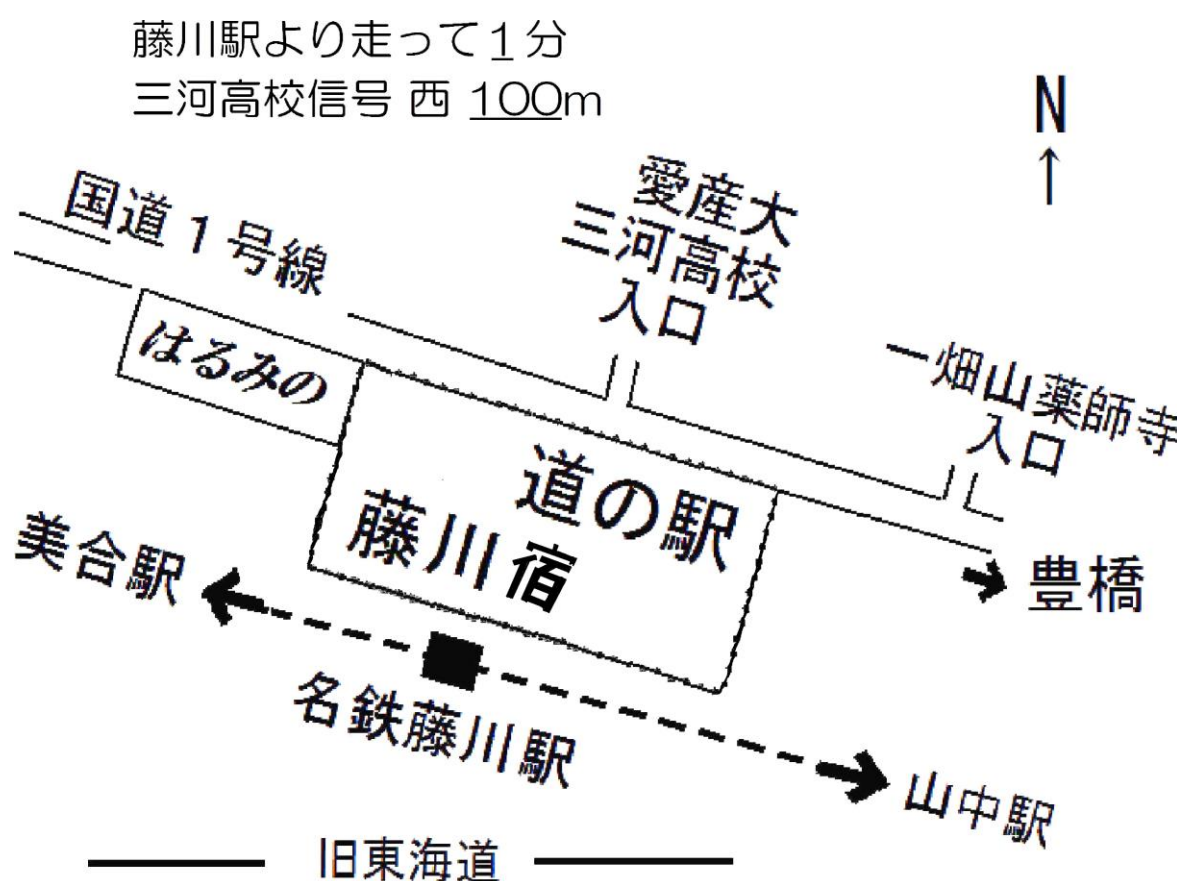
主催
愛知県弁護士会 西三河支部

市民オンブズ岡崎 新年会のご案内

2018年1月6日(土) 午後6時から
藤川「道の駅」近くの「はるみの」で行います。

0564-48-8551(はるみの)

1月例会を新年会にかえます。参加者は連絡ください。携帯 080-3643-5224 (渡邊)
略図



例会のご案内

12月5日(火) PM7時00分～

岡崎市中央図書館(りぶら) 1F 102B